

令和3年第6回辰野町議会定例会会議録（17日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和3年6月16日 午後14時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	4番	瀬戸純
5番	矢ヶ崎紀男	6番	津谷彰
7番	池田睦雄	8番	樋口博美
9番	舟橋秀仁	10番	小澤睦美
11番	向山光	12番	岩田清

5. 会議事項

日程第1 議案第13号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第5号）

日程第2 議案第16号 債権放棄について

日程第3 請願・陳情についての委員長報告

日程第4 追加提出議案の審議について

議案第19号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第6号）

議案第20号 令和2年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事
（荒神山公園町民体育館）請負契約について

日程第5 議員提出議案の審議について

発議第1号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

日程第6 陳情第6号の継続審査について

日程第7 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第8 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	三澤基孝

総務課長	加藤恒男	まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹
住民税務課長	三浦秀治	保健福祉課長	竹村智博
産業振興課長	赤羽裕治	事業者緊急支援担当課長	岡田圭助
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	小澤靖一	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広

議会事務局庶務係専門員 有賀智美

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番 山寺はる美

議席 第4番 瀬戸純

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、令和3年第6回定例会、第17日目の会議は成立いたしました。欠席の届出であります。山寺議員より葬儀のため欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第13号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山(11番)

2点についてお伺いしたいと思います。まず11ページです。11ページの下の方です。報酬として森林経営管理制度実施方針検討委員報酬9人とあります。どのようなメンバーを予定しているのかお聞きします。次の12ページになります。町道橋PCB塗膜調査業務委託料450万円の補正ですが、どのくらいの業務を予定しているのかお聞きします。以上です。

○産業振興課長

はい。向山議員の最初の質問にお答えいたしたいと思います。森林経営管理制度の

実施方針の検討委員でございますけれども、どのようなメンバーかということでございます。9人の内訳でございますけれども地区の代表の方を5名、森林整備事業者、担い手の方々でございますけれども3名、識見を要する方1名ということで9名で編成をしております。

○建設水道課長

はい。PCBの塗膜調査業務委託料について説明をさせていただきます。昭和40年代に建設されました橋梁等の鋼構造物の使用された塗装に、PCBなどの有害物質が含まれている可能性がありまして、辰野町におけるその40年代に該当する橋梁が16橋ありました。橋梁の所有者は法律によりPCBを除去する義務が課されていまして、除去したPCBは令和5年3月31日までの期限内に処理しなければならないという中で、今回の補正対応をお願いしてる状況でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。はい。

○瀬 戸 (4番)

すいません。10ページの衛生費なんですけれども、委託料の部分なんですけど精神保健事業作業療法士委託料、これは何かこう事業があって計上されているのか内容をお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。ただいまのご質問でございますが、精神保健業務事業でございますけれども、当初担当しておりました保健福祉課の会計年度任用職員、年度の途中で退職をされました。その関係で辰野病院に業務委託するものでございます。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。日程第 2、議案第 16 号、債権放棄についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（池田）

はい。本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 16 号について審査状況を報告いたします。6 月 8 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員出席し、建設水道課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第 16 号、債権放棄について、提案理由は水道料金の債権放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるとするものです。説明では水道料金の債権金額は 51 万 5,650 円、債権放棄件数は 23 件、未納月は平成 17 年 10 月から令和 2 年 3 月までの期間です。債権放棄 23 件の理由は居所不明 19 件、本人死亡・親族相続放棄 2 件、倒産ほか 2 件で回収不能と判断せざるを得ないとのことでした。主な質疑は「少ない債権金額には基本料金が入っているか」の質問について、「基本料金 565 円と水道使用料が含まれている」との答弁でした。「徴収率は」の質問については、「令和 2 年 9 月時点で現年 97.82 パーセント、過年 35.02 パーセント、合計で 94.08 パーセント」との答弁でした。「コロナ禍で料金の支払い方法の相談件数は」の質問については、「令和 2 年 2 件、令和 3 年 4 月まで 2 件の 4 件で相談に応じている」との答弁でした。「滞納について庁舎内関係部門との連携は」の質問については、「各課対応の中、年 4 回の滞納対策会議で情報共有している」との答弁でした。委員から「コロナ禍で滞納が増えないように、今まで以上に利用者をフォローしてほしい」と意見が出されました。以上の質疑応答の後、採決した結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。当委員会へ付託されました議案 1 件の審査結果は、以上のとおりでございます。

○議 長

ここで委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 16 号、債権放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委

員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 3、請願、陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました陳情第 5 号、消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める陳情書、陳情第 6 号、消費税の適格請求書（インボイス）保存方法導入中止を求める陳情書、陳情第 8 号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情、以上 3 件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員（池田）

はい。本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 5 号、第 6 号及び第 8 号の 3 件の審査結果を報告いたします。6 月 8 日午前 10 時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第 5 号、消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める陳情書、提案者は、上伊那民主商工会、会長、鈴木正巳氏。上伊那民主商工会、副会長、滝沢孝夫氏から説明したい旨の申し出があったため、これを許可し審査の冒頭に説明を受けました。趣旨は、社会保障財源を目的としていた消費税導入は 33 年目を迎え、景気悪化と納税負担・事務負担の増加を招きつつ、新型コロナウイルス感染症の広がりによって日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えている。多くの中小業者は必死の経営努力を続けているが、家賃や人件費などの固定費の支払いにも行き詰まる事態となり、中小業者の経営と雇用を守る支援策の抜本的拡充とともに、緊急の経済対策として消費税減税と過重な事務負担を強いる複数税率の即時廃止が求められている。地域に根差して活動する小中業者の存在は不可欠であり、国民生活と中小業者支援となる消費税 5 パーセントへの引き下げを早急に実施する意見書を採択し、国へ提出するよう求めるものです。審査における主な意見として、賛成意見は「コロナ禍でなくても消費意欲を上げるため消費税減税は必要である」「高所得者や富裕層、大企業から応分の税収とお金の使い方・配分を考えれば、5 パーセントに戻しても社会保障やコロナ対策に使える財源は生みだせる」、反対意見は「社会保障の財源確保は必要であり、特にコロナ禍ではこのままが良い」「消費税は少ない方がいいが、何か実施するには必要な財源である」

「政府が低所得者に対して一定の現金を定期的に支給する政策を導入すべきでは」「コロナ禍の財政出動が必要」「社会保障の財源確保を考えると他の税を下げてでも消費税 10 パーセントは必要であり、企業から税金をとるべきと考える」「社会保障充実など財源が必要であり、コロナでかなりの財源を使っている。引き下げは他の事業に影響が出てくるため現状 10 パーセントで良い。無理がある」等の意見が出され、採決の結果賛成少数により不採択にすべきと決しました。続きまして陳情第 6 号、消費税の適格請求書（インボイス）保存方法導入中止を求める陳情書、提案者は陳情第 5 号と同じです。また、説明者も陳情第 5 号と同じで説明したい旨の申し出があったため、これを許可し審査の冒頭に説明を受けました。趣旨は 2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年 10 月 1 日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしている。インボイス制度は事業者が発行する請求書と領収書に納税者番号を付記し、課税事業者として消費税を申告する際に、インボイスを集計して消費税を計算するものです。インボイス発行に多大な事務負担がかかり、インボイスを発行しない非課税業者はインボイスを求める取引先と取引が困難となることが危惧される。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ地域経済が疲弊するもとの、中小企業・自営業者の経営危機が深まりインボイス制度には対応できる状態にはないとし、中小零細業者の事業経営に悪影響を及ぼす消費税の適格請求等（インボイス）保存方式の中止を求める陳情書です。審査における主な意見として、賛成意見は「コロナ禍で大打撃を受けているときにインボイス制度をやるべきではない」「インボイスをとらない中小事業者を苦しめる制度でインボイス制度の必要性がない」の意見でした。反対意見はありませんでしたが、継続審査の意見として「インボイス制度による納税番号取得で課税対象事業者になり納税義務がどの程度発生するか未定」「自分の中ではまだ納得ができていない」「インボイス制度導入で事務処理経費が増大するとのことだが詳細が不明」「インボイス取引先から値引きなど取引条件の変更を要求され、インボイス提示に応じない場合は取引停止等を憂慮されるとのことだが疑問」「実施までにまだ 2 年ありコロナ収束を急ぐべき」の指摘や懸念が出されました。採決にあたり、継続審査について表決をとったところ、賛成 3、反対 2 となり採択すべきとの意見も出されましたが継続審査と決しました。よって本定例会に継続審査申出書を提出いたします。続きまして陳情第 8 号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情、提出者は、原水爆禁止上伊那地区協議

会、会長、野口俊邦氏。会長の野口俊邦氏から説明したい旨の申し出があったため、これを許可し審査の冒頭に説明を受けました。趣旨は、核兵器禁止条約が 2017 年 7 月に国連で採択され、昨年 10 月に規定の 50 箇国が批准し、本年 1 月 22 日に発効しました。また核の完全廃絶を究極の目標とする NPT(核兵器不拡散条約)を補完するものとなりました。条約発効後は賛同の動きが世界に広がり、現在 86 箇国が調印し 54 箇国が批准しています。国内では政府にこの条約の調印・批准を求める意見書が全国 560 の地方議会で採択されている。長野県では県議会と県内 56 市町村議会が含まれているが、辰野町議会は採択とならず意見書の提出に至っていない。唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を辰野町議会で採択し国へ提出するよう求めるものです。審査における主な意見として、賛成意見は「条約に批准し NPT 会議でも核保有国を核廃絶に導くことが大切」「核兵器廃絶には時間がかかる。今勇気をもって核廃絶の声を上げ、現在・未来の平和を築くことが大人の責任」との意見でした。反対意見は「中国、北朝鮮、ロシアの脅威から自国で対抗できる手段がない」「理想と現実を直視すべき、本来は軍備を持つべきだが米国が守ってくれる今のままが良い」「日米安保条約により核の傘の下で守られてる日本が、核兵器禁止条約を批准することは矛盾する行動であり、国際的に理解されない。また、核保有国が参加していないので実効性が疑問視される」「日本の周りで起きていることを直視した時、何もない状態よりアメリカの傘の下が抑止力となっている」等の意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。以上陳情に対する委員会の審査結果を報告いたしました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに陳情第 5 号、消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める陳情書について質疑を行います。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。

○吉 澤 (1 番)

発言続けてよろしいですか。

○議 長

はい。委員長報告に反対の発言ですね。

○吉 澤 (1 番)

そうです。

○議 長

はい、どうぞ。

○吉 澤 (1 番)

陳情不採択の委員会報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。買い物のたびに負担の大きさを実感する消費税、導入されてから 32 年の歴史で消費税制の 3 つの問題点が明らかになったと思います。第 1 は消費税が社会保障のためでも財政危機打開のためでもなく、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われたという事実です。この 31 年間で消費税収は 397 兆円ですが、ほぼ同時期に法人三税の税収は 298 兆円減り所得税、住民税の税収も 275 兆円減りました。大企業と富裕層への減税が法人税や所得税の税収を大きく減らした原因です。消費税が弱者から吸い上げて大企業や富裕層を潤すものであることが明らかになりました。第 2 に消費税が貧困と格差の拡大に追い打ちをかけているということです。赤ちゃんから寝たきりのお年寄りにまで同じ税率でかかる消費税、所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性は消費税の宿命的な害悪です。どんな小手先細工によっても是正できていません。生計費非課税という税制民主主義に反し、憲法に保障された生存権を脅かすものではないでしょうか。暮らしに困る人々に最も無慈悲に襲いかかる不公平税制であることが明るみになったと思います。第 3 に消費税導入と度重なる消費税の増税は暮らしと景気、中小企業の経営を壊し日本を成長できない国にした要因の一つになっているということです。この 20 年間主要国の経済成長率は 170 パーセントから 230 パーセントですが、日本は 102 パーセントとほとんど成長していません。以上のようにこの間の歴史でその害悪が明らかになった消費税を、このまま続けていいのかが問われていると考えます。消費税の導入や増税を主張する方は税収をどう確保するのかと問いますが、消費税に代わる財源を確保することは次のように税財政改革と経済の好循環を作り出すことでできます。大企業に中小企業並みの税負担を求めることで毎年 6 から 7 兆円の財源が生まれます。金持ち優遇税制の改正、証券税制の是正と最高税率の引き上げで 3 兆円、為替取引税、富裕税、炭素税の創設で 2 から 3 兆円、高額兵器の爆買いや大型開発予算の見直しで 3 兆円程度の財源が生み出せます。更に消費税減税と暮らし応援への政策転換で、国民の所得を改善し経済成長を実現すれば、更に 10 兆円規模で

税収を増やすことが可能になります。99 パーセントの国民のための政治の立場に立てば、生計費非課税応能負担の原則に戻り消費税に頼らず住民福祉を増進することは十分可能だと考えます。2019 年 10 月の消費税 10 パーセントへの増税は、コロナ禍と相まって家計、賃金、経営に深刻な影響を及ぼしました。世界各国は、今、コロナ禍への緊急経済対策として日本の消費税にあたる付加価値税を引き下げています。消費意欲を向上させ納税負担を継続することで、事業の継続や雇用の維持を図りこの危機を乗り越えることが目的です。またいくつかの国では高所得者に応分の負担を求める富裕税や連帯税を創設する動きや、減税共創してきた法人税を増税する動きも生まれています。今こそこうした世界の動向に学び国民や中小事業者の困難な状況を直視して、消費税を緊急に 5 パーセントに減税すべきではないでしょうか。税制への考え方の違いを超えて町民の暮らしと営業の危機に対応するために消費税 5 パーセントへの減税を求める陳情を採択すべきとの意見を述べ討論にします。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○樋 口 (8 番)

委員長報告に賛成の立場で討論に参加します。現在コロナ対策で様々な支援対策が実施されております。この中で社会保障の財源確保において消費税は必要と考えます。将来の社会保障の財源確保を考えると、消費税だけでなく今後ほかの税と組み合わせ、増減税を全体で考えていかなければいけないそのように思っています。よって今回消費税 5 パーセントへの引き下げを求める陳情についてですが、不採択とする委員長報告に賛成いたします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第 5 号、消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、原案について起立による採決を行います。陳情第 5 号、消費税率 5 パーセントへの引き下げを求める陳情書を採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立 3名)

○議長

起立少数です。よって陳情第5号は、不採択とすることに決しました。次に、陳情第8号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○吉澤 (1番)

反対の立場の討論です。陳情不採択の委員会報告に反対し、陳情採択すべきとの立場から意見を述べます。至上初めて核兵器は違法とする国際法、核兵器禁止条約が誕生したことは大きな意義を持つと思います。核兵器保有国や核兵器に依存する国は国際法違反の国として政治的、道義的に追い詰められることとなります。条約が発効し世界の核兵器禁止を求める力と合わさって、核兵器のない世界への道を切り開く新しい時代が始まっています。昨年12月の国連総会では核兵器禁止条約の参加を訴える決議に、国連加盟の3分の2を超える130箇国が賛成しました。今年中には条約の締約国会議が開催され市民団体も参加して、条約を推進する取り組みが始まります。核兵器のない社会への取り組みへの主導権が核保有5大国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の手から、国の大小を問わず核兵器廃絶を求めるすべての国と市民の手に移る世界の行動変化が起きているのだと思います。昨年8月の日本世論調査協会の調査では、日本が核兵器禁止条約に参加することに国民の72パーセントが賛成しています。先日亡くなられた作曲家の小林亜星さんも呼びかけ人になっている。日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名も進んでいます。日本でも禁止条約を求める声が広がっています。これに対して菅政権や一部の政党などは中国や北朝鮮が核兵器を保有しているから、アメリカの傘が必要だとして条約に反対しています。しかしこれはいざとなれば広島・長崎のような非人道的で破滅的な結果を認める理論です。許される理論なのではないでしょうか。そもそも日本に駐留するアメリカ軍部隊は海外への殴り込みを専門の任務とする海外遠征軍、空母打撃軍、遠征打撃軍、航空宇宙遠征軍で構成されています。これらの部隊は実際にベトナム、アフガニスタン、イラク戦争などに日本から直接出撃しまた他国への干渉や侵略を行ってきました。在日

米軍についてアメリカの歴代国防長官はアメリカ議会などで日本を守る任務を与えている部隊は一つもないと繰り返し証言しています。アメリカの傘に守られているというのは神話です。これに固執して禁止条約に背を向けることは考え直すべきではないでしょうか。広島、長崎に落とされた2発の原子爆弾でその年に21万4,000人が亡くなり、これまでに47万8,000人以上の方が原爆の後遺症で亡くなり、今も16万人の方が原爆症に侵され苦しんでおられます。しかし今も8つの核保有国があり、1万3,400発の核兵器が実際に配備されています。核兵器は気候危機、経済格差の拡大とともに人類が生存し続けるために絶対に克服しなければならない重要課題だと思います。そもそも全世界が協力して新型コロナウイルスを抑え込まなければいけない社会に変わった今、核兵器で落とし合うことが許されるのでしょうか。核兵器禁止条約は世界を対立から協力し合う社会に変えていく意味でも、大きな役割を果たすと期待をします。私は38年前に長崎原爆資料館を見学した時の衝撃を今でも覚えています。息をのむ展示品の数々そこから聞こえてくる人間の叫び、無念さ、願い、ざわついていた入館者は見学を進めるにつれて徐々に静まり、最上階に着いたときは皆無言で展示に見入っていました。原爆の被人間の甚大な被害や被爆者の命がけの訴えを前にして、核兵器は必要だとか核兵器で平和を守ろうなどと言える指導者がいるのでしょうか。日本には広島、長崎があります。唯一の被爆国日本の政府こそ核兵器廃絶の先頭に立ち、核兵器禁止条約に直ちに署名することが求められていることを強く訴え討論を終わります。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○樋 口 (8番)

委員長報告に賛成の立場で討論に参加します。日本周辺の情勢を鑑みると、ロシアによる北方領土問題、尖閣諸島の問題、中国による東シナ海問題、北朝鮮問題等々、様々な危機に直面している現状でございます。本来ならば自国で防衛の道を切り開くところでございますが、現実問題として不可能であり現在のアメリカ合衆国との日米安全保障条約、その傘の下によるパワーバランスに頼るほかはないと考えております。核兵器根絶は世界平和の理想であります。核保有国があり参加していない以上、現実的に困難な問題だと考えております。よって当陳情については不採択とした委員長報告に賛成でございます。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第8号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。よって、原案について起立により採決を行います。陳情第8号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立 3名)

○議 長

起立少数です。よって陳情第8号は、不採択とすることに決しました。次に福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第7号、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について、福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（津谷）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました請願第7号の1件について、6月10日午前9時より福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。請願第7号については請願者から請願理由の説明及び傍聴したい旨の申し出がありましたので許可いたしました。以下、その概要を報告いたします。請願第7号、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、代表者単組執行委員長、白井恭子氏、紹介議員、山寺はる美議員。審査の冒頭、辰野町公立学校教職組合書記長、渡辺秀史氏より説明を受けました。請願の趣旨として義務教育費国庫負担制度とは国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。しかし国庫負担金が2005年から3分の1に引き下げられたもとでは、地方自治体の財政の規模により教育の格差が生じることが懸念される。子どもたちがどこに住んでいても、一定水準の教育が

受けられるように国庫負担率を現在の3分の1から2分の1へ戻し、教育水準の維持、向上を図り県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう制度の堅持、拡充を求めるものとする。また本年度より5年計画で小学校での35人学級が実現したが、不十分であり中学校は40人のままの現状である。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、更なる少人数学級の実現とそれに伴う教育予算の増額が必要である。また長野県では独自に教員を配置するなどして複式学級の解消に努めている。地方自治体の財政負担は大きく児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が保障されるために、国が責任をもって教員を配置するよう複式学級の学級定員の引き下げを求めるものとする。質疑では、「長野県の現状は」との質問に対し、「国がこれから行う施策を先行し、県の施策により中学3年まで35人学級になっている」との答弁でした。「教職員の数を増やすこと、質を上げることの問題に対する考えは」との質問に対し、「実際に教員の数は多くない。走り回って先生を探している。若い先生のサポートや実習生に教師の魅力を伝えていく。資質向上については、子どもと共に大きな柱としている。教師の研修や仲間づくり、支え合いをしている」との答弁でした。「長時間労働の現状は」との質問に対し、「単に学校経営という考えではなく多くの教員が志をもって職務にあたっているため、気付かないうちに時間がたっている。地域の方にサポートをしていただき改善をしている」との答弁でした。「外国籍や母国語を日本語にしていない子どもの支援の実情は」との質問に対し、「実際に知的障がいや情緒障がいを持つ外国籍等の生徒が多い。特別支援学級や町の支援員によるマンツーマンのサポートをしているが、高校進学の際に選択が狭まれるなど課題が多い」との答弁でした。審査の中で「35人学級が不十分に同感」「町の支援ではなく、国・県が対応すべき」「GIGAスクール構想により効率化など注視していく」などの意見が出されました。審査の結果、委員会全員一致で採択すべきとし、意見書(案)を提出することに決しました。委員会における請願1件の審査結果は、以上のとおりです。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、請願第7号、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、請願第7号、『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。次に日程第4、追加提出議案の審議について、議案第19号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和3年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、辰野町「信州の安心なお店」推進交付金を追加するものがあります。補正総額は1億1,951万4,000円の追加で、予算総額は88億8,967万2,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、県支出金及び繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費では地方創生臨時交付金事業で電子商取引を意味するECサイト構築・運營業務委託料、テレワーク環境増設業務委託料、羽北保育園トイレ改修工事、新型コロナウイルス検査費用補助金等の追加です。衛生費では新型コロナウイルスワクチンの新たな集団接種会場運営に係る費用で、人件費、人材派遣業務委託料、駐車場整備工事、AI人工知能検温モニター、ストレッチャー等の追加です。商工費では新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店及び宿泊業への支援として「信州の安心なお店」認証制度の申請をした事業者へ20万円を交付する辰野町「信州の安心なお店」推進交付金の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1番)

10 ページ新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の、12 委託料、人材派遣業務委託料ですけれども、委託する職種と委託先について教えてください。

○保健福祉課長

ただ今のご質問でございます。こちらの委託料でございますけれども、町内 2 箇所目の集団接種会場であります保健福祉センターの会場を開設するにあたりまして、建物内の清掃を行うもの、それとワクチン接種後の医療の廃棄物、こちらの処理委託料でございます。以上でございます。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 19 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。議案第 20 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 20 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 3 年 6 月 1 日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 6,556 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽 558 番地 3、株式会社岡谷組辰野営業所でございます。なお一般競争入札の応札者は 3 者でありました。以上提案理由を申し上げます。工事内容

につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容を申し上げます。辰野町町民体育館は昭和 50 年に設置され 46 年経過し、雨漏りの対策や外壁の補修が必要となりまして、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 箇年の予定で公園施設長寿命化対策工事を実施しています。令和 2 年度公園施設長寿命化対策工事としてカバールーフ工法による屋根の改修工事、南面・東面の外壁塗装工事を 6 月 30 日までの工期で実施しております。今回の工事ですけれども令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事としまして、辰野町町民体育館の駐車場の上というか駐車場の上の 1 階の天井面となりますけれども、下地の調整吹付工事、3,662 平米と北面の外壁工事 797 平米、東玄関広場床防水工事 257 平米を実施する内容となっております。工事内容は以上でございます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 20 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号、令和 2 年度（繰越）（補正分）公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約については原案のとおり可決されました。日程第 5、議員提出議案の審議について、はじめに発議第 1 号辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第 1 号 朗読）

○議 長

ここで提出者であります、瀬戸純議員より趣旨説明を求めます。

○瀬 戸（４番）

それでは発議第１号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。今回の改正は標準町村議会会議規則の改正により議会における欠席の届け出関係として疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助などの欠席事由が具体的に明文化され、出産についても産前産後の期間にも配慮した規定がなされたこと、また請願者の利便性の向上を図るため議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改める規定がなされたことにより、当町議会の会議規則の一部を改正するものであります。施行日は交付の日からであります。全議員の賛同をいただき、原案可決いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、発議第１号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第１号は、原案のとおり可決されました。発議第２号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第２号 朗読）

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、発議第２号、「さらなる少人数学級推進と教

育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご賛成の方は、起立願います。

(議場 起立 11 名)

○議長

起立全員です。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。日程第 6、陳情第 6 号の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長から陳情第 6 号、消費税の適格請求書（インボイス）保存方法導入中止を求める陳情書についてお手元に配りました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。質疑を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。

○瀬戸(4番)

私は、継続審査ではなく今議会において採択すべきとの立場から討論します。2019年10月から消費税率が10パーセントに増税され同時に食料品などは、8パーセントの軽減税率が適用され消費税は複数税率となりました。さらに今年10月1日からインボイス、適格請求書等発行事業者の登録申請が始まろうとしています。この制度では消費税の仕入れ税額控除の要件として、適格請求書等発行事業者の登録番号が記載された請求書などの書類の保存が義務付けられます。これにより課税売上1,000万円以下の非課税業者、免税事業者が取引から排除される状況になります。また取引の継続のために登録申請をした場合など、消費税の申告、納税の義務が発生し課税事業者にならざるをえません。インボイス制度は、課税事業者が課税事業者から適格請求書等を受け取れないと困る制度なので、接待や宴会で利用されることの多い飲食店などは、課税事業者に転換しないと商売への影響は大きいと考えられます。いわゆる中小零細事業者にとってこれ以上の負担増は格差と貧困を更に拡大し、地域経済に深刻な打撃を与えると考えます。更に軽減税率での記帳・経理業務が複雑化している現状で、インボイス導入でより一層日々の記帳や決算などの実務も煩雑化し膨大なものになっていくことが考えられ、負担は納税だけにとどまりません。インボイス制度は過度な納税負担と実務負担を増大させることが、税の専門家である日本税理士会連合会な

どでも「コロナ禍における危機的な経済状況のもとでの導入は事業者に多大な負担を強いる」と言っています。我が国には記帳慣行が定着し、現行の帳簿方式で正確な消費税の計算が行われています。インボイス導入で取引の透明性の確保により脱税行為防止の効果があるとしていますが、インボイスを発行する権限のない事業者が架空のインボイスを発行し、不当な仕入れ税額控除を受けるといった新しい脱税行為が生じる恐れがあります。コロナ禍での時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が弊害する下で中小零細事業者や個人事業者は経営危機が深まっており、特にサービス関係事業者の経営は死活問題に直面しています。いつ終わるかわからない、コロナ禍の下での最優先事項は中小零細事業者、個人事業者への経済支援と十分なコロナウイルス感染症対策です。現在の方法のどこに問題があり何のための誰のための制度なのか、導入してから説明すれば良い、経過を見てから判断すればよいではなく、本当に必要な制度なのか議論を尽くして制度導入することが国民に対して責任のある国のあるべき姿だと私は考えます。よって継続審議の先延ばしではなく、通常国会会期中の今だからこそ国に対して消費税の適格請求書等（インボイス）保存方式導入の中止を求めるべきとの考えから、継続審査ではなく採択すべきとの討論といたします。

○議長

次に継続審査とすることに賛成者の発言を許可します。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

討論を終結いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。陳情第6号、消費税の適格請求書（インボイス）保存方法導入中止を求める陳情書は総務産業常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（議場 起立8名）

○議長

起立多数です。よって、陳情第6号は、辰野町議会議規則第72条の規定により委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。日程第7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により、各委員長

の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第8、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりの議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりの派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

5月31日に開会いたしました、第6回辰野町議会定例会にご提案申し上げました18議案、本日追加提案しました2議案、全てを原案どおり承認、可決、同意いただき感謝申し上げます。今議会一般質問では、新型コロナウイルスワクチン接種の体制をはじめ、辰野町第6次総合計画、防災、福祉、環境、産業、道路、男女共同参画、教育と多岐にわたる分野で様々なご意見やご提言をいただきました。今後の対策と行政運営に活かしてまいります。新型コロナウイルスのワクチン接種は答弁等でもお話したとおり、辰野病院をはじめ町内外の医療機関、県等のご協力により体制強化により接種枠を広げることができ、国が示す7月末までに65歳以上の方への2回接種を完了する目標について達成の目途が付きました。64歳以下の方の接種についても7月より開始し、希望される町民全員の1日でも早い接種の実現と併せて 感染拡大防止の徹底と、地域産業の下支えに尽力してまいりたいと思います。辰野の未来を創るとして公約を掲げ町長に就任して以来4年、心を豊かに暮らせるまち、夢と希望に満ちたまち、住んでいて楽しいまち、そんな明るい未来が描け幸せを実感できる辰野町を目標に、行政運営とまちづくりに全力で邁進してまいりました。一昨年から感染拡大した新型コロナウイルスにより、すっかり世の中が様変わりしてしまいましたが、収束

後を見据えて新しい生活様式や社会に柔軟に対応し、コロナ禍以前よりも心豊かで安心なより良い町になることを目指して、職員と一丸になって各事業に取り組んでいく所存であります。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご支援ご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

次にこの 19 日をもって任期満了となります、三澤代表監査委員より退任のあいさつの申し出がありました。これを許可いたしますが、三澤代表監査委員が挨拶終わりましたあと、私の方がお別れと御礼を申し上げますのでご理解ください。

○三澤代表監査委員

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。退任にあたりまして一言御礼を申し上げます。この 6 月 19 日を持ちまして、2 期 8 年間務めさせていただきました監査委員を、退任させていただくことにいたしました。大変長い間ありがとうございました。これまで何とか務めてこられましたのは町長はじめ議員各位、そして町職員の皆様のご指導ご鞭撻の賜物と、本当に心から深く感謝を申し上げる次第でございます。民間の仕事に 40 数年間どっぷりついていた私は、この状況からみましてこの行政とのかかわりの仕事につきましてはですね、大変新鮮でありまた貴重な経験になりました。私の仕事人生にいい機会を与えていただいたことに感謝をしております。今回この監査という仕事を通じて私は、この辰野町が本当に安心して平穏に暮らせるいい町であること、町民に寄り添った町政がしっかり実行されている心豊かな町であることを強く感じました。これも町長、議員各位、職員の皆様方の日頃の奮励努力の結果だと改めて敬意を表するところでございます。また監査にあたりましては少しでもお役に立てればと、ということやってまいりましたが、振り返ってみるとまだまだ不十分であり、甘い監査ではなかったのかなと反省をしているところでございます。今後益々複雑化される行政の仕組みの中で、私自身そろそろ仕事年齢と体力との限界も近いと思い、退任させていただくことといたしました。終わりになりますが、辰野町の益々のご発展とそれから皆様の益々のご健勝をお祈念申し上げ、簡単ではあります御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議 長

私の方で一言、三澤代表監査委員に御礼、お別れの言葉を申し上げたいと思います。三澤代表監査委員におかれましては8年間もの非常に長い間、金融マンとしてのトップキャリアを生かして町の行財政監査方法について、いくつもの新しい手段・手法を提唱され、有言・実行・実現されてこられました。その功績はまことに大だと思っております。今後一町民として在野におかれましても、町の行財政を見守っていただくことを願うものであります。結びになりますけれども、健康にご留意の上益々のご活躍のほどご祈念申し上げます。ここでもう一度拍手をもってお送りいたしたいと思っております。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、5月31日に開会しました令和3年、第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間の長丁場、大変ご苦勞さまでした。

10. 閉会の時期

6月16日 午後 3時 16分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 有賀智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番